

大学共同利用機関法人自然科学研究機構人事管理委員会規程

令和 6年 2月 1日

自機規程第136号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「本機構」という。）に、本機構の職員（技術職員及び事務職員に限る。以下同じ。）の人事について審査等を行うため、人事管理委員会を置く。

(任務)

第2条 人事管理委員会は、本機構の職員に係る次の各号に掲げる事項の審査等を行う。

- 一 管理監督職（大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程（平成16年自機規程第10号）第13条の規定に基づき管理職手当が支給される職をいう。）に係る職員の人事のうち、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）並びに関係規程において人事管理委員会で審査することを定めたもの
- 二 その他就業規則の改廃を除く職員の人事制度に関する事項

(組織)

第3条 人事管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 人事労務を担当する理事（以下「人事労務担当理事」という。）
- 二 事務局長（人事労務担当理事が兼ねているときは事務局人事労務課長）
- 三 国立天文台事務部長
- 四 核融合科学研究所管理部長
- 五 岡崎統合事務センター長
- 六 その他人事労務担当理事が指名する者

2 前項第6号の委員は、前条各号に掲げる具体的な個々の任務内容に応じ、その都度人事労務担当理事が指名するものとする。

(委員長)

第4条 人事管理委員会に委員長を置き、人事労務担当理事をもって充てる。

- 2 委員長は、人事管理委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 人事管理委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 人事管理委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 人事管理委員会に関する事務は、事務局人事労務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、人事管理委員会の運営に関し必要な事項は、人事管理委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。